

乙第4号証

2024年度年末手当に関する協定書

2024年度年末手当について、次のとおり支給する。

1. 対象者

2024年11月15日に在職する社員、契約社員及びパート社員等
なお、勤続6ヶ月未満の者は規定の通り支給対象外となる

2. 支給内容

社員：(基準内賃金※+扶養手当) × 2.61ヶ月 + 「一時金」

継続社員：(基準内賃金※+扶養手当) × 2.61ヶ月 + 「一時金」 × 1.5

特定社員及び再雇用社員

：(基準内賃金※+扶養手当) × 1.305ヶ月 + 「一時金」

契約社員 (A1・A2)

：(基準内賃金※+扶養手当) × 1.0ヶ月 + 「一時金」

契約社員 (バス)

：(基準内賃金※+扶養手当) × (1.0ヶ月+0.4ヶ月) + 「一時金」

契約社員 (営業・遺失・介助)

：(基準内賃金※+扶養手当) × (1.0ヶ月+0.6ヶ月) + 「一時金」

契約社員 (旧月額)

：(基準内賃金※+扶養手当) × (1.0ヶ月+0.63ヶ月) + 「一時金」

パート社員 (週20時間以上)：2万円

パート社員 (週20時間未満)：1万円

※基準内賃金のうち、日額の職務手当は従前の通り計算対象外となる。

なお、「一時金」は3万円とする。

3. 支給日

2024年12月10日以降準備出来次第

4. その他

その他の取扱いについては、給与規程、契約社員給与規程、パート社員等就業規則等による。

2024年11月29日

株式会社 関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治



JRサービック労働組
執行委員長 柳楽

